

情報公開室の設置に関する規則を次のように定める。

平成19年9月1日

東北防衛局長 酒井 隆

情報公開室の設置に関する規則

(設置)

第1条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の施行に伴う行政文書の開示等に関する事務並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の施行に伴う保有個人情報の開示等に関する事務を円滑かつ適切に処理するため、東北防衛局総務部に、当分の間、情報公開室を置く。

(所掌事務)

第2条 情報公開室は、東北防衛局の保有する情報の公開並びに個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事務をつかさどる。

(構成)

第3条 情報公開室は、室長、副室長、室長補佐及び室員をもって構成する。

2 室長は総務課長をもって充てるものとし、室の事務を掌理する。

3 副室長は、報道官をもって充てるものとし、室長を補佐し、室の事務を整理する。

4 室長補佐は、総務課課長補佐（総務、企画、審査担当）をもって充てるものとし、室員を指導監督し、室の事務を整理する。

5 室員は、総務課総務係長及び同課審査係長をもって充てるものとし、室の事務に従事する。

(関係課等の協力)

第4条 室長は、情報公開室の所掌事務の遂行上必要がある場合には、関係課等の長に協力を求めることができる。

2 関係課等の長は、情報公開室の所掌事務の円滑な遂行に協力しなければならない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、情報公開室の運営に関する必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する。